COPY

岩手県

許可番号　００３２９１４６７８７

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割４８番地３４

氏　名　　いわて県北クリーン株式会社　代表取締役　内田　雅紀

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事　達増　拓也

岩手県知事印 県北広域振興局二戸専用

許可の年月日　　令和　６年　８月２６日

許可の有効年月日　　令和１３年　１月　６日

１．事業の範囲

（１）中間処理（圧縮処理）

取扱う産業廃棄物

・廃プラスチック類
・紙くず
・繊維くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）

以下余白

（２）中間処理（焼却処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・燃え殻
・汚泥
・廃油
・廃酸
・廃アルカリ
・廃プラスチック類
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・動植物性残さ
・動物系固形不要物
・ゴムくず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
・がれき類

（以下、裏面記載）

COPY

・動物のふん尿
・動物の死体
・ばいじん
以下余白

（３）中間処理（破砕処理）
取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）
・廃プラスチック類
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・ゴムくず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
・がれき類
以下余白

（４）中間処理（溶融処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥
・廃プラスチック類
以下余白

２．事業の用に供するすべての施設

（１）圧縮施設

ア　設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７
イ　設置年月日	令和　４年　２月１５日
ウ　処理能力	廃プラスチック類　36t／日（4.5t／時間） 紙くず　30.4t／日（3.8t／時間） 繊維くず　12t／日（1.5t／時間） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。） 102.4t／日（12.8t／時間）
エ　設置許可年月日	—（設置許可対象外施設）
オ　設置許可番号	—（設置許可対象外施設）
カ　保管施設	別表のとおり

（２）焼却施設

ア　設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７
イ　設置年月日	平成２０年１２月１９日
ウ　処理能力	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物を除く。）、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん 87.9t／日（3.663t／時間）

（以下、２枚目記載）

COPY

エ　設置許可年月日　平成２０年１２月１８日
オ　設置許可番号　第２０８００３－１４号
カ　保管施設　別表のとおり
（３）破砕施設Ⅰ
ア　設置場所　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７
イ　設置年月日　平成３０年１２月２５日
ウ　処理能力　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　173.44t／日（21.68t／時間）
紙くず　84.24t／日（10.53t／時間）
木くず　272.56t／日（34.07t／時間）
繊維くず　59.44t／日（7.43t／時間）
ゴムくず　257.68t／日（32.21t／時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）559.92t／日（69.99t／時間）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物を除く。）　594.64t／日（74.33t／時間）
がれき類　495.52t／日（61.94t／時間）
エ　設置許可年月日　平成３０年１２月１２日
オ　設置許可番号　第２１８００７－１１号
カ　保管施設　別表のとおり
（４）破砕施設Ⅱ
ア　設置場所　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７
イ　設置年月日　令和　６年　７月　３日
ウ　処理能力　廃プラスチック類　90.4t／日（11.3t／時間）
紙くず　77.36t／日（9.67t／時間）
木くず　141.6t／日（17.7t／時間）
繊維くず　30.96t／日（3.87t／時間）
ゴムくず　134.4t／日（16.8t／時間）
金属くず　291.2t／日（36.4t／時間）
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず　257.6t／日（32.2t／時間）
がれき類　381.6t／日（47.7t／時間）
エ　設置許可年月日　令和　６年　７月　３日
オ　設置許可番号　第２２４００７－３号
カ　保管施設　別表のとおり
（５）破砕施設Ⅲ
ア　設置場所　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７
イ　設置年月日　令和　６年　７月　３日
ウ　処理能力　廃プラスチック類　222.43t／日（27.8t／時間）
紙くず　190.66t／日（23.83t／時間）
木くず　349.54t／日（43.69t／時間）
繊維くず　76.26t／日（9.53t／時間）
ゴムくず　330.47t／日（41.31t／時間）
金属くず　718.14t／日（89.77t／時間）

（以下、裏面記載）

COPY

	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	635.52t／日（79.44t／時間）
	がれき類	940.57t／日（117.57t／時間）
エ　設置許可年月日	令和　６年　７月　３日	
オ　設置許可番号	第１２４００７－２号	
カ　保管施設	別表のとおり	
（６）溶融施設		
ア　設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７	
イ　設置年月日	平成２０年１２月１９日	
ウ　処理能力	汚泥、廃プラスチック類	13.13t／日（0.547t／時間）
エ　設置許可年月日	平成１９年　３月２９日	
オ　設置許可番号	第１０６００３－２１号	
カ　保管施設	別表のとおり	

以下余白

３．許可の条件

以下余白

４．許可の更新又は変更の状況

平成２１年　１月　７日	当初許可
平成２１年　２月２５日	変更届出書受理 （１）本店所在地を岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目５番１２から変更したこと。 （２）代表者を脇本又村から変更したこと。
平成２２年　７月２１日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２３年　１月　５日	変更届出書受理（代表者を池田克彦から変更したこと。）
平成２４年　２月２２日	変更届出書受理 （１）焼却施設の処理能力を変更したこと。 （２）保管施設の概要を変更したこと。
平成２５年　９月　６日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２６年　１月　７日	更新許可
平成２６年　２月２８日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２６年　３月１２日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２６年１１月１１日	事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の中間処理（破砕処理）を追加したこと。
平成２６年１２月２６日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２７年　５月２８日	事業範囲の変更許可（事業の範囲に燃え殻、動物のふん尿の中間処理（焼却処理）を追加したこと。
平成２７年　６月１０日	変更届出書受理（破砕施設を１施設追加したこと。）
平成２７年　７月　６日	変更届出書受理（代表者を松島義治から変更したこと。）
平成２９年　２月　２日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２９年　４月　７日	変更届出書受理（破砕施設を１施設廃止したこと。）
平成２９年　７月２１日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成２９年１１月１６日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

（以下、３枚目記載）

COPY

平成３１年　１月　７日　更新許可
令和　２年　２月２６日　事業範囲の変更許可
（１）中間処理（焼却処理）の金属くずについて、「廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと一体となり分別できないものに限る。」とする限定を解除したこと。
（２）中間処理（焼却処理）のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「医療系廃棄物に限る。」とする限定を解除したこと。
令和　２年　７月２２日　変更届出書受理（代表者を松本榮市から変更したこと。）
令和　２年１０月２７日　変更届出書受理（破砕施設を１施設追加したこと。）
令和　４年　５月１３日　事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類の中間処理（圧縮施設）を追加したこと。）
令和　４年１０月１４日　事業範囲の変更許可（事業の範囲に紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）の中間処理（圧縮処理）を追加したこと。）
令和　４年１２月　５日　変更届出書受理（破砕施設を１施設追加したこと。）
令和　６年　１月　７日　更新許可（優良認定）
令和　６年　４月　４日　変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
令和　６年　５月２１日　変更届出書受理（破砕施設を１施設廃止したこと。）
令和　６年　８月２６日　事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類、動物の死体、ばいじんの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）
令和　６年　９月１８日　変更届出書受理（破砕施設を１施設追加したこと。）
令和　８年　３月３１日　変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
令和　８年　８月２７日　変更届出書受理（代表者を生藤勇から変更したこと。）
令和　８年１０月　８日　変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無
以下余白

（以下、４枚目記載）

COPY

COPY

別表（保管施設の概要）

1　焼却施設及び溶融施設に関するもの

所在地　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７

区　分		保管高さ（m）	保管面積（㎡）	保管体積（㎥）	保管重量（t）	備　考
処分のための保管	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)	—	476.2	1172.4	644.82	屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※1
	繊維くず(※)、汚泥	—	63.0	315.0	346.50	屋内保管
	木くず(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)	—	73.5	367.5	202.13	屋内保管
	燃え殻、汚泥、動植物性残さ(※)、動物系固形不要物、動物のふん尿、ばいじん、動物の死体(※)	—	31.5	157.5	198.45	屋内保管※2
	廃プラスチック類(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)、動植物性残さ(※)、動物系固形不要物、ゴムくず(※)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)	—	31.5	157.5	177.98	屋内保管
	廃プラスチック類(※)、動植物性残さ(※)、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)	—	28.0	140.0	158.20	屋内保管
	廃プラスチック類(※)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)	—	18.0	6.0	8.88	屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※1
	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、繊維くず(※)	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管
	廃油	—	4.23	15.0	13.50	15㎥タンク内保管
		—	2.0	1.1	0.99	鉄製コンテナ内、保管用タンク（1㎥×2基）に入れて保管 ※感染性廃棄物と同時保管は行わない
	廃酸	—	4.2	10.0	12.50	10㎥タンク内保管
	廃アルカリ	—	10.66	30.0	33.90	15㎥タンク内保管、2基

（以下、裏面記載）

COPY

区分				保管高さ（m）	保管面積（㎡）	保管体積（㎥）	保管重量（t）	備考
処分後の保管	燃え殻	粗大物ヤード	粗大物コンテナ(※)	—	13.5	21.6	—	屋内保管※3※5
			1㎥コンテナ(※)	—	1.0	1.0	—	
			ダンプ(※)	—	4.7	1.4	—	
			直置き(※)	—	24.0	20.0	—	
		燃え殻ストックヤード1(※)		—	35.0	60.5	—	屋内保管※5
		燃え殻ストックヤード2(※)		—	35.0	60.5	—	屋内保管※5
		燃え殻ストックヤード3(※) 兼製砂スラグヤード※4		—	35.0	60.5	—	屋内保管※5
	スラグ	スラグヤード(※)		—	20.6	20.6	—	屋内保管
		燃え殻ストックヤード3(※) 兼製砂スラグヤード※4		—	35.0	60.5	—	屋内保管※5
	ばいじん	ばいじんストックヤード1(※)		—	35.0	60.5	—	屋内保管※6
		ばいじんストックヤード2(※)		—	38.7	66.8	—	屋内保管※6
		ダスト棟内(※)		—	1.0	1.0	—	屋内保管、1㎥コンテナ使用※6
		ボイラ灰コンベヤ出口(※)		—	1.0	1.0	—	屋内保管、1㎥コンテナ使用※6

※1　破砕処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
※2　特別管理産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。
※3　粗大物ヤードにおいて各種保管容器を用いて（又は直置き）保管する場合について、それぞれの場合における最大値。
※4　焼却炉・溶融炉の稼働状況に応じて使用し、燃え殻とスラグの同時保管は行わない。
※5　特別管理産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。
※6　特別管理産業廃棄物であるばいじんとの同時保管は行わない。
(※)　一般廃棄物の保管を兼ねる。

（以下、５枚目記載）

COPY

2　破砕施設に関するもの

所在地　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７

区　分		保管高さ（m）	保管面積（㎡）	保管体積（㎥）	保管重量（ｔ）	備　考
処分のための保管	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)、ゴムくず(※)、金属くず(※)、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)	－	492.0	1344.0	1989.12	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)、ゴムくず(※)、金属くず(※)、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)	－	18.0	28.0	41.44	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、繊維くず(※)	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管 バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる 処分後の保管場所と兼ねる
処分後の保管	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、繊維くず(※)	4.5	476.1	1723.4	947.88	屋内保管 バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる 処分後の保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類(※)、木くず(※)、紙くず(※)、繊維くず(※)、ゴムくず(※)、金属くず(※)、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)	－	18.0	28.0	41.44	屋内保管、バラ積又はコンテナ使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼ねる

※１　各ヤードにおいては、廃棄物の種類ごとにバラ積又はコンテナ保管又はフレコン保管を行い、混合保管は行わない。

※２　焼却処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。

※３　各種廃棄物の保管容器を用いた（又は直置き）保管について、それぞれの場合における最大値。

(※)　一般廃棄物の保管を兼ねる。

（以下、裏面記載）

COPY

3　圧縮施設に関するもの

所在地　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第２０地割字新山４８番３４及び４８番５７

廃棄物の種類		保管高さ（m）	保管面積（㎡）	保管体積（㎥）	保管重量（t）	備　考
処分のための保管	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	1.5	80.0	60.0	60.0	建屋内保管 圧縮ヤード
処分後の保管	紙くず、繊維くず	3.0	18.0	36.0	16.2	屋内保管 プラヤード 焼却処理及び破砕処理のための保管場所と兼ねる
	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）	3.0	224.0	599.0	599.0	屋外保管 圧縮保管ヤード

以下余白